

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合職員

の給与に関する条例

(昭和48年8月9日)
(条例第9号)

改正	昭和50年3月31日	条例第2号	平成6年12月5日	条例第1号
	昭和51年4月12日	条例第1号	平成14年2月21日	条例第1号
	昭和53年9月13日	条例第11号	平成24年2月16日	条例第1号
	昭和54年3月31日	条例第2号	令和元年11月15日	条例第3号
	昭和56年4月1日	条例第3号		
	昭和56年7月7日	条例第6号		
	昭和57年4月1日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき同法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 職員に支給する手当は、時間外勤務手当及び休日勤務手当とする。

(手当の支給)

第3条 前条の手当は、別府市職員の給与に関する条例（昭和32年別府市条例第27号）の規定を準用して支給する。

(給与支給の特例)

第4条 関係市町から派遣された職員の給与は、この条例に定めるものを除き、当該職員を派遣した市町の給与に関する条例を適用し、派遣した市町でそれぞれ支給する。

(会計年度任用職員の報酬等)

第5条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の報酬等については、別に条例で定める。

(委任)

第6条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別府市職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年規則第28号）の規定を準用する。

附 則

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月31日条例第2号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年4月12日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、第5条第1号、第2号及び第3号に関する改正規定については、昭和51年1月1日から適用する。

附 則 (昭和53年9月13日条例第11号)

この条例は、昭和53年9月1日から施行する。ただし、第4条第3号及び第5条の3に関する改正規定については、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年4月1日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年7月7日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年2月21日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号及び第5条の3の改正規定は別に規則で定める日から、第5条第3号の改正規定は平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月16日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月15日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

〔別枠速見三七〕

五二六